

II 生活衛生課關係業務

1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会の実施等により、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めている。

(1) 営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況

(平成23年3月31日現在)

業種	営施設業数	許可件数		廃施設止数	監視計画数	監視指導数	行政処分					
		継続	新規				営業禁止	営業停止	改善命令	廃棄命令	その他	
飲食店営業	食堂・レストラン	792	114	69	78	401	463		1			
	仕出・弁当	73	11	12	3	78	105					
	旅館	130	26	2	12	150	133					
	その他	1,549	140	126	171	478	308					
	臨時	527	10	81	67	257	85					
菓子製造業	350	44	36	23	170	182						
乳処業	4	1		1	5	5						
特別牛乳搾取処理業												
乳製品製造業	2			1	3	4						
集乳業	1	1			1	1						
魚介類販売業	351	51	21	30	280	148						
魚介類せり売営業	6	1	1	1	6	7						
魚肉ねり製品製造業	1				1	3						
食品の冷凍又は冷蔵業	25	2	1		14	27						
缶詰又は瓶詰食品製造業	17	1	1	2	9	11						
喫茶店営業	210	18	11	18	65	58						
あん類製造業	10	1			10	5						
アイスクリーム類製造業	83	6	1	6	41	65						
乳類販売業	569	83	26	72	185	240						
食肉処業	25	5		1	26	57						
食肉販売業	368	56	17	28	214	181						
食肉製品製造業	9				9	12						
乳酸菌飲料製造業												
食用油脂製造業	6				6	11						
マーガリン又はショートニング製造業												
みそ製造業	34	9	3	3	17	17						
醤油製造業	5		1	2	4	5						
ソース類製造業	26	2	3	2	13	24						
酒類製造業	5	1			2	4						
豆腐製造業	33	3	3	4	18	25						
納豆製造業	12	1	1		6	9						
めん類製造業	45	9	5	9	25	39						
そうざい製造業	179	14	22	14	171	109						
添加物製造業	4				4	7						
食品の放射線照射業												
清涼飲料水製造業	19	3	2	2	19	13						
氷雪製造業	7	2	1		2	6						
氷雪販売業	5			1	2							
合計	5,482	615	452	551	2,692	2,369	0	1	0	0	0	
平成21年度	5,581	659	446	614	2,786	2,362	0	2	0	0	0	
平成20年度	5,749	270	417	498	2,247	2,782	0	1	0	0	0	

※ 市町村別営業許可施設数

(平成23年3月31日現在)

業種	市町村	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	六戸町	横浜町	東北町	六ヶ所村	(その他 移動販売等)	合計
飲食店営業		995	681	224	161	76	58	204	137	535	3,071
菓子製造業		149	54	18	54	18	12	36	7	2	350
乳処理業		3			1						4
特別牛乳搾取処理業											0
乳製品製造業		2									2
集乳業								1			1
魚介類販売業		88	51	41	29	21	27	51	34	9	351
魚介類せり売営業			1	3				1	1		6
魚肉ねり製品製造業			1								1
食品の冷凍又は冷蔵業		4	2	3	3		5	4	4		25
缶詰又は瓶詰食品製造業		6	2	1	4	1	1		2		17
喫茶店営業		102	41	14	15	10	5	10	13		210
あん類製造業		7			1			2			10
アイスクリーム類製造業		47	8	5	6	3	5	7	2		83
乳類販売業		197	103	55	48	35	20	66	41	4	569
食肉処理業		14	5		1	2	2	1			25
食肉販売業		128	50	25	34	26	19	47	32	7	368
食肉製品製造業		5	2		1			1			9
乳酸菌飲料製造業											0
食用油脂製造業		1					3	2			6
マーガリン又はショートニング製造業											0
みそ製造業		12	6	1	11	1	1	2			34
醤油製造業		2		2	1						5
ソース類製造業		10	1		7	3	2	3			26
酒類製造業		2			2				1		5
豆腐製造業		19	2	3	5	1	1	2			33
納豆製造業		9	1	1	1						12
めん類製造業		21	2	3	13	3	1	2			45
そうざい製造業		47	22	9	28	8	15	41	9		179
添加物製造業							1	3			4
食品の放射線照射業											0
清涼飲料水製造業		8		1	7	2			1		19
氷雪製造業		3	1	1					2		7
氷雪販売業			1	2	1			1			5
合計		1,881	1,037	412	434	210	178	487	286	557	5,482
平成21年度		1,896	1,059	423	441	222	188	504	303	545	5,581
平成20年度		1,986	1,107	421	452	230	188	520	303	542	5,749

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況 (平成23年3月31日現在)

業 種 別		施 設 数	監 視 計 画 件 数	監 視 指 導 件 数
給 食 施 設	学 校	7	8	11
	病 院 ・ 診 療 所	38	23	15
	事 業 所	21	6	6
	そ の 他	153	107	40
乳 さ く 取 業		16	5	
食 品 製 造 業		34	17	12
野 菜 果 物 販 売 業		289	87	87
そ う ざ い 販 売 業		201	101	118
菓 子 (パ ン を 含 む) 販 売 業		373	187	160
食 品 販 売 業 (上 記 以 外)		210	105	164
添 加 物 (法 第 7 条 の 規 定 に よ り 規 格 が 定 め ら れ た も の を 除 く) 製 造 業				
添 加 物 の 販 売 業		10	3	63
氷 雪 採 取 業				
器 具 ・ 容 器 包 装 お も ち ゃ の 製 造 業 又 は 販 売 業		62	19	84
計		1,414	668	760

(3) 魚介類行商及びアイスクリーム行商の登録状況

区 分		年 度	22	21	20
魚 介 類 行 商	新 規				
	更 新				
	従 業 員				
ア イ ス ク リ ー ム 類 行 商	新 規	1	1	2	
	更 新	0	0	4	
	従 業 員	16	14	20	

(4) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設、広域流通食品の取扱施設及び過去に食中毒をおこした施設を対象に年2回実施するなど、重点的に監視指導を行っている。

- ①大規模調理施設等；仕出し・弁当・旅館＝延べ238件の実施
- ②給食施設；学校・病院等・事務所・保育所・社会福祉施設等＝延べ72件の実施
なお、病院については、医療監視及び栄養指導と連携して効果的な監視指導を行った。

(5) 産直等に対する個別対策監視指導

県産土産食品の安全性確保及び大規模な大会等における食中毒等の発生を未然に防止するために、関係機関と連携を図りながら監視指導を行っている。

- ①農産直売所7施設において、県産土産食品の適正表示等の監視指導を実施した。
- ②花火大会、秋まつり等大規模な祭事において、関係市町村及び管轄警察署と連携して、臨時飲食店営業許可申請の受付指導を行った。
- ③第66回国民体育大会冬季大会の開催に先立ち、関係市と連携を図り関連施設の旅館11件及び仕出し1件の監視指導を行った。

(6) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏まえ、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行っている。

- ① 夏期一斉取締りにおいて、17食品の収去検査、許可を要する営業施設168件及び許可を要しない販売業等57件の監視指導を行った。
- ② 食中毒防止キャンペーンにおいて、道の駅等3店舗で延べ2日、食品衛生推進員等と協力し広報、着ぐるみ、チラシ等を利用することにより、約1000名の消費者に対して食中毒予防の普及啓発を図った。
- ③ 年末一斉取締りにおいて、許可を要する営業施設162件及び許可を要しない販売業等51件の監視指導を行った。

(7) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、それぞれ微生物、食品添加物、アレルギー物質及び有害物質等(鉛等、貝毒、農薬)の検査結果に基づき指導を行っている。

- ① 流通食品及び乳等検査；魚介類、鶏卵、食肉、そうざい、菓子類、牛乳等71食品を収去
- ② 有害物質等検査；ほたて、輸入農産物、土産品、県産農産物等32食品を収去

(8) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等に関する調査件数は26件あり、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、消費者苦情に関する調査件数は19件あり、営業者等に対して適正な指導を行った。

区分 年度	不良食品 発見件数	消費者の 届出	保健所での 発見	発見場		表示 違反	不良理由				行政措置の状況						
				県内	県外		規格 基準 細則	カビ 異物 混入	変敗 ・ その他	回収 ・ 返品 ・ 廃棄	営業 停止	設備 改善	顛末 書	口頭 指導	他 保健所 に 移送	そ の 他	
																	菌
平成22年度計	7	7		5	2	1			3	3	1			1		4	1
平成21年度計	8	5	3	5	3	2			4	2	1			1			6
平成20年度計	7	6	1	4	3	2			3	2				1		2	4

(9) 対EU輸出ホタテガイサンプリング

むつ湾東部生産海域の野辺地定点において、農林水産部水産振興課・地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所と連携し、年間を通じたサンプリング計画に基づき6月と11月は各1回、12月から3月までは毎週検体の採取・搬送により、生産海域の管理強化を図っている(平成22年度実績；延べ7回)。

(10) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した場合には、「青森県食中毒調査処理マニュアル」に基づき速やかに対応するとともに、二次汚染等被害の拡大防止に努めている。

また、近年カンピロバクター、ノロウイルスを原因とする食中毒が多発していることから、それぞれの食中毒対策を強化している。

年度	発生件数	患者数 (人)	死者(人) (再掲)	病 因 物 質			
				細菌	ウイルス	自然毒	化学物質
22	4	13		1	2	1	
21	2	16		2			
20	1	9			1		

(11) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施している。

区分	22		21		20	
	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者	4	313	6	172	3	294
農林水産加工関係者	6	140	4	168	7	308
食品関係業者	9	249	10	240	12	437
食品衛生責任者	15	505	17	601	10	329
一般消費者	4	86	3	59	4	145
その他					2	103
合計	38	1,293	40	1,240	38	1,616

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生営業六法関係について、各々、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行っている。

ア 許可(確認)等の状況

(平成23年3月31日現在)

許可等	施設区分 年度	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館				公衆浴場		興行場
					ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	一般	その他	
許可 (確認)	22	5	11	2(1)	1	3	14		1	1	
					18				2		
	21	3	8	1(1)			13		1		
	20	6	6	6(5)	3	6	5		4	1	
廃止	22	10	14	2(1)	2	5	1		2	1	
					8				3		
	21	5	12	16(15)		2		1	1		
	20	14	16	11(5)	1	5			6		

イ 監視指導の状況

(平成23年3月31日現在)

□ 年度	施設区分	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館				公衆浴場		興行場
					ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	一般	その他	
22		74	83	66(1)	11	91	24		21	3	2
21		127	170	67(66)	2	82	18		37		
20		70	70	85(7)	25	46	4		19		

ウ 市町村別営業施設数

(平成23年3月31日現在)

□ 市町村	施設区分	理容所	美容所	クリーニング所 (取次所再掲)	旅館				公衆浴場		興行場
					ホテル	旅館	簡易宿所	下宿	一般	その他	
十和田市		133	166	62(35)	7	87	67	8	10	8	4
三沢市		74	119	34(16)	11	26	23	2	15	1	
野辺地町		36	46	13(7)		13	2	2	5		
七戸町		31	48	10(7)		9	34	1	8	1	
六戸町		15	14	5(1)		12	1		6	1	1
横浜町		11	14	3(1)		4	2		1		
東北町		35	34	14(4)	1	17	3		13		
六ヶ所村		19	29	6(3)		16	1		4	2	
合計		354	470	147(74)	19	184	133	13	62	13	5
					349				75		
21年度		359	473	147(74)	20	186	120	13	63	13	5
20年度		363	480	161(87)	20	188	107	14	63	13	5

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、貯湯槽及び循環式浴槽等を設置している旅館及び公衆浴場44件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 水道及び飲料水関係監視指導

水道法、青森県小規模水道規制条例、簡易専用水道事務取扱要領及び青森県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るために、施設の適正維持管理指導等を行っている。

各種水道施設の状況 (平成23年3月31日現在)

市町村	種別 上水道	簡易水道	専用 水道	小規模 水道	飲用井戸		簡易専用 水道	小規模 受水槽	計
					一般	業務用			
十和田市	1	8	3	46	311	78	54	33	534
三沢市	1		2		72	48	39	34	196
野辺地町	1				71	18	9	6	105
七戸町	1	2	1	6	55	23	9	2	99
六戸町	*1			4	731	41	2	1	780
横浜町	1	2		1	1,355	18	2		1,379
東北町	1	7	1		182	30	8	1	230
六ヶ所村	1				42	3	36	6	88
計	8	19	7	57	2,819	259	159	83	3,411
21年度	8	19	16	57	2,819	258	157	97	3,431
20年度	8	27	16	58	2,811	257	154	97	3,428

*六戸町は八戸圏域水道企業団の上水道区域に組み込まれている。

(4) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興業場、百貨店等で床面積が3,000㎡以上、学校で床面積が8,000㎡以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録営業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法等の指導を行っている。

ア 施設・監視の状況 (※()は監視件数) (平成23年3月31日現在)

市町村	種別 興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
十和田市	1	3(1)	4(2)	5	1	8(6)	3	25(9)
三沢市		1	1(1)	2		7(7)	5	16(8)
野辺地町								
七戸町		1(1)						1(1)
六戸町				1				1
横浜町								
東北町					1			1
六ヶ所村		1		7			2	10
計	1	6(2)	5(3)	15	2	15(13)	10	54(18)
21年度	0	6	8	14	2	17(10)	11	58(10)
20年度	0	6	8(1)	14	2(1)	17(5)	11(1)	58(8)

イ 登録営業所の状況 (※()は監視件数)

(平成23年3月31日現在)

種別 市町村	建築物 清掃業	空気環境 測定業	飲料水 水質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	ねずみ・ 昆虫等 防除業	環境衛 生一般 管理業	空気調和 ダクト 清掃業	排水管 清掃業	環境衛生 総合管 理業	計
十和田市	1		1	3				1	2(1)	8(1)
三沢市	3(1)			2(1)	1				2(1)	8(3)
野辺地町	1									1
七戸町				1						1
六戸町										
横浜町										
東北町				1(1)						1(1)
六ヶ所村	6(3)			5(1)	1(1)				1	13(5)
計	11(4)		1	12(3)	2(1)			1	5(2)	32(10)
21年度	7(2)		1	9(1)	2(1)			1(1)	5	25(5)
20年度	9(1)		1	12(1)	2			1	5	30(2)

(5) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準の確保を図るために、「遊泳プールの衛生基準について(平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知)」に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針(平成19年3月 文部科学省・国土交通省)」に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導している。

なお、管内には十和田市(6)、三沢市(5)、野辺地町(1)、七戸町(2)、六戸町(1)、東北町(3)及び六ヶ所村(2)の20施設あるが、4施設は休止中である。平成22年度は16施設すべての監視指導を行った。

(6) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保するため指導を行っている。

- ①化製場；七戸町(2施設—肥料・飼料)
- ②化製場法第8条施設；三沢市(1施設—ペットフード)
- ③死亡獣畜取扱場；十和田市(3施設—埋却)、三沢市(1施設—埋却)、七戸町(2施設—解体焼却、埋却)
- ④動物飼養許可施設；牛(25施設)、馬(14施設)、豚(7施設)、犬(1施設)、にわとり(3施設)

(7) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、温泉利用許可指針の遵守指導等を行っている。

ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(平成23年3月31日)

市町村	区分	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)	利用 承継	備考
	年度							
十和田市	22	40	1 (1)	()	()	4 (4)		
	21	40	()	()	()	3 (3)		
	20	40	()	()	()	24 (24)		
三 沢 市	22	25	()	()	()	4 (4)		
	21	25	()	()	()	()		
	20	25	()	()	()	4 (4)		
野辺地町	22	10	()	()	()	()		
	21	10	()	()	1 (1)	5 (5)		
	20	10	1 (1)	()	()	()		
七 戸 町	22	17	()	()	1 (1)	()		
	21	17	()	()	1 (1)	()		
	20	17	()	()	()	()		
六 戸 町	22	12	()	()	()	()		
	21	12	()	()	()	()		
	20	13	()	()	()	4 (4)		
横 浜 町	22	1	()	()	()	()		
	21	1	()	()	()	()		
	20	1	()	()	()	()		
東 北 町	22	34	()	()	1 (1)	3 (3)		
	21	34	()	()	1 (1)	2 (2)		
	20	34	2 (2)	()	1 (1)	8 (8)		
六ヶ所村	22	3	1 (1)	()	()	()		
	21	3	()	()	()	()		
	20	3	()	()	()	4 (4)		
合 計	22	142	2 (2)	0 (0)	2 (2)	11 (11)		
	21	142	0 (0)	0 (0)	3 (3)	10 (10)		
	20	143	3 (3)	0 (0)	1 (1)	44 (44)		

イ 温泉(源泉)及び利用施設の監視指導状況

(平成23年3月31日現在)

区分	合 計 (件 数)	源泉・掘さく 動力 (増掘)	利用施設	備 考
22	98	20	78	
21	59	23	36	
20	77	20	57	